

平成 30 年 2 月 22 日

「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び 「平成 30 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」 の運用に係る特例措置について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「平成 30 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表し、東京都においては、「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）と比べて約 2.4%の上昇となりました。

さらに、国では、平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、受注者が、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができるよう、特例措置を定め、都道府県においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

東京都は、この要請を踏まえ、新労務単価及び新技術者単価に係る特例措置を別紙のとおり定めたので、お知らせします。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨を御理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、新労務単価等の上昇を踏まえた技能労働者等への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607

第1 措置の概要

第2に該当する工事の受注者は、工事請負契約書第52条の規定により、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、また、第2の1に該当する設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ。）の受託者は、委託契約書第23条の規定により、「平成29年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を「平成30年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、都に対し請求することができる。

第2 具体的な取扱い

- 1 平成30年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの
次の方式により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手続が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

- 2 平成30年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないもの
「賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）の運用について（暫定版）」の内容を準用する。
- 3 平成30年2月28日以前に契約を締結した設計等委託
本措置の対象外とする。

第3 請求期限

第2の1による契約金額の変更協議の請求期限については、工期末が平成29年度内の工事又は設計等委託の場合は工期末の15日前（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。）までを原則とし、それ以外の工事又は設計等委託の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。